

## <シリーズ3：Q4 & Q5>

### Q4：「特に必要がある場合」とは何か

重複障害者のうち、「障害の状態により特に必要がある（学習が著しく困難な）場合には、（中略）自立活動を主として指導を行うことができるものとする」との規定がありますが、従前の「学習が著しく困難な場合」とは何か、また現行の「特に必要がある場合」とは何か、をどう考えればいいのでしょうか。

### A4：明確な具体例は記載されていない

すぐに考えられる場合とは、小学校の国語や算数、または知的教科の国語や算数の目標や内容が、「当該児童生徒の学習内容として不適切」と判断する、場合です。しかしながら、小学校の教科であればその判断もあります。知的教科を想定した場合に、そのような判断が適切と考えられる事態はあり得るのでしょうか。知的教科の1段階には、超早期の発達初期の行動も含まれているからです。

それでは、平成29（2017）年の改訂の学習指導要領解説における「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の「重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合」ついて、どのように記載されているのでしょうか。結論から言えば、下記の点が指摘されているだけで、具体的な「特に必要がある場合」についての記述はありません。

- ・「各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえ、小・中学部の在学期間に学校教育として提供すべき教育の内容を卒業後の生活も考慮しながら、障害の状態により特に必要がある場合か否かを検討していくことが必要である。」
- ・「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の1段階の内容を習得し目標を達成することが難しそうな児童に対し、1段階から丁寧に指導するという判断がある一方で、自立活動に替えて指導するという判断もある。」
- ・「この規定を適用する場合、障害が重複している、あるいはその障害が重度であるという理由だけで、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うようなことのないように留意しなければならない。」

このようななかで、「特に必要がある場合」とは、知的教科の1段階の目標や内容が「当該児童生徒の学習内容として不適切」と判断するという理由が考えられますが、医療的ケアが必要で健康管理が最優先であり、呼吸や眼球の変化もなく、表情の変化もよみとることが難しいような場合、と考えられます。こういった場合においても、わずかであっても、各教科等の目標や内容を取り扱う指導へのチャレンジも大事になります。

なお、「障害の状態により特に必要がある場合」と変更されたのは平成20（2008）年の改訂においてです。「学習が著しく困難な場合」の説明には、その場合とは「心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要となる。したがって、こうしたねらいに即した指導は、主として自立活動において行われ、それがこのような児童生徒にとって重要な意義を有することから、自立活動の指導を中心に行う」とされています。

説明のようですが説明になっておらず、今回の改訂に伴う説明のほうがベターと考えられます。

#### **Q5：発達初期段階の学習内容は自立活動でとの反対意見**

障害の重い子どもの場合でも教科の指導にチャレンジしようと考えています。

障害が重度で重複している場合には、教科指導は難しいと判断され、教科指導を自立活動に替えて指導するケースが多くありました。

Sスケールの考え方や学習到達度チェックリスト、各シートなどの開発により、国語や算数の教科指導が検討されることになったので、学校研究で教科指導にチャレンジしようとして提案しました。

すると、肢体不自由教育の経験が豊富な先生から、「発達初期段階の学習内容については、自立活動で指導することになっている」と反対されました。

「あやされると笑う」や「アーと声を出して対応する」などの行動について、自立活動で指導するのか、教科で指導するのか、どのように考えればいいのでしょうか。

#### **A5：当たり前を検討して、わかりやすい授業の創造を！！**

教科指導にチャレンジしようとして計画していたところで、経験が豊富な先生からの反対意見が出たようですね。経験が豊富な先生の考え方も間違いではなく、そのように養護・訓練や自立活動が考えられていた頃もありました。その詳細については**Q1**（シリーズ1）を参考にしてください。また、障害が重度で重複している場合に「教科指導は難しい」と判断することの見直しについては、**Q2**や**Q3**（シリーズ2）、**Q4**を参考にしてください。

結論として、「発達初期段階の学習内容については自立活動で指導すること」、そのものを再検討して、わかりやすい授業を創造していくことを目指しましょう。

また、「自立活動で指導するのか、教科で指導するのか」について二者択一で考えるのではなく、「自立活動で指導するものでもあり、教科で指導するものでもある」と考えることもできます。または、すべての教科指導の時間を自立活動の指導に替えていたところを、「一部」の時間は替えずに、国語や算数の指導として位置づけることも可能です。

「自立活動で指導するものでもあり、教科で指導するものでもある」と考えることも可能ですが、前提としては「教科指導が基本であり、それを踏まえて自立活動の目標や指導内容を検討する」ことが必要になる場合も生じます。

つまり、優先されるのは教科の指導、と考えています。Q1への回答にある、養護・訓練や自立活動の考え方の変遷を踏まえて、現在の学習指導要領が求めるものを確認して、再度の提案にチャレンジしましょう。

（徳永 豊、2021年6月）